

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、令和 8 年 3 月 3 1 日八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分するものとする。

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日

八潮市長 大 山 忍

## 八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八潮市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の八潮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。